

---

## 平成19年第2回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

---

平成19年3月2日(金)

---

### 1. 議事日程第1号

平成19年3月2日(金) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
  - 第 3 議長の諸般の報告
  - 第 4 議案の上程(議案第3号から議案第38号並びに諮問第1号)
  - 第 5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
  - 第 6 請願並びに陳情の上程(請願1件・陳情7件)
  - 第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 第 8 質疑・討論・採決(人事案件1件、補正予算案件6件)
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
  - 日程第 3 議長の諸般の報告
  - 日程第 4 議案の上程(議案第3号から議案第38号並びに諮問第1号)
  - 日程第 5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
  - 日程第 6 請願並びに陳情の上程(請願1件・陳情7件)
  - 日程第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 日程第 8 質疑・討論・採決(人事案件1件、補正予算案件6件)
- 

出席議員(17名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 宿 利 俊 行 | 2 番 | 清 藤 一 憲 |
| 3 番 | 松 本 義 臣 | 4 番 | 高 田 修 治 |
| 5 番 | 秦 時 雄   | 6 番 | 湯 浅 至   |
| 7 番 | 江 藤 徳 美 | 8 番 | 藤 野 修 二 |

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 9 番 | 藤本勝美  | 10番 | 日隈久美男 |
| 11番 | 佐藤健次郎 | 12番 | 後藤勲   |
| 13番 | 穴井丈洋  | 14番 | 神田義彦  |
| 15番 | 安達宏彦  | 16番 | 片山博雅  |
| 19番 | 小野菊男  |     |       |

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉益雄                      議事係長 穴井陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                         |       |                 |       |
|-------------------------|-------|-----------------|-------|
| 町長                      | 小林公明  | 助役              | 日隈紀生  |
| 教育長                     | 西野重正  | 総務課長<br>兼自治振興室長 | 小幡岳久  |
| 企画財政課長                  | 秋吉徹成  | 税務課長            | 大塚章雄  |
| 福祉保健課長                  | 松山照夫  | 住民課長            | 中尾拓   |
| 建設課長                    | 合原正則  | 農林課長            | (欠員)  |
| 農林課参事兼<br>農業委員会<br>事務局長 | 小川敬文  | 商工観光課長          | 河島広太郎 |
| 水道課長                    | 麻生長三郎 | 会計課長            | 日隈駿一  |
| 人権・同和対策<br>室長兼隣保館長      | 大蔵喜久男 | 学校教育課長          | 坪井万里  |
| 社会教育課長<br>兼中央公民館長       | 芝原哲夫  | 社会教育課参事         | 宿利博実  |
| わらべの館館長                 | 酒井恵一郎 | 行政係長            | 村木賢二  |

上程議案

議案第 3号 玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 4号 玖珠町副町長の定数を定める条例の制定について

議案第 5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 6号 森まちなみ公園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 7号 玖珠町立若竹保育園の民営化に伴う運営検討委員会条例の制定について

議案第 8号 玖珠町人権同和啓発センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 議案第 9 号 玖珠町監査委員条例の一部改正について
- 議案第10号 玖珠町行政組織条例の一部改正について
- 議案第11号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第13号 玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 玖珠町保育所設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第15号 玖珠町河川取締条例の一部改正について
- 議案第16号 わらべの館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 玖珠町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第19号 玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について
- 議案第20号 玖珠町ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について
- 議案第21号 大分県市町村会館管理組合規約の変更について
- 議案第22号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 議案第23号 玖珠町自治会館の指定管理者の指定について
- 議案第24号 玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について
- 議案第25号 町道路線の認定について
- 議案第26号 平成18年度玖珠町一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第27号 平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第28号 平成18年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第29号 平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第30号 平成18年度玖珠町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第31号 平成18年度玖珠町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第32号 平成19年度玖珠町一般会計予算について
- 議案第33号 平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成19年度玖珠町簡易水道特別会計予算について
- 議案第35号 平成19年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第36号 平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第37号 平成19年度玖珠町老人保健特別会計予算について
- 議案第38号 平成19年度玖珠町水道事業会計予算について
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

午前10時00分開議(開会)

○副議長（後藤 勲君） おはようございます。

本日の会議に遅刻、途中退席、欠席の届は提出されていません。

なお、本日、広報くす掲載のため、写真撮影を許可しております。

ただ今の出席議員は17名です。

会議の定足数に達しております。地方自治法第113条の規定により平成19年第2回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（後藤 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において、

1 番 宿 利 俊 行君

19番 小 野 菊 男君

の2名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○副議長（後藤 勲君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤健次郎君。

○議会運営委員長（佐藤健次郎君） 皆さんおはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成19年第2回玖珠町議会定例会の開会にあたり、去る2月27日議会運営委員会を開催いたしました。

今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日、3月2日から3月20日までの19日間といたしたいと思っております。

今期定例会に上程されます議案は、委員会の委員の選任案件1件、条例の制定案件5件、条例の一部改正案件11件、条例の廃止案件1件、規約の変更案件2件、指定管理者の指定案件2件、町道路線認定案件1件、平成18年度一般会計補正予算案件1件、同じく特別会計補正予算案件4件、事業会計補正予算案件1件、平成19年度一般会計予算案件1件、同じく特別会計予算案件5件、事業会計予算案件1件の36議案と、請願1件と陳情7件であります。

また、諮問案件が1件あり、議会の意見を求められています。

なお、議案第3号と議案第26号から議案第31号の7議案は、人事案件と平成18年度一般会計補正予算並びに各特別会計、事業会計の補正予算案件であります。年度末を控え、予算執行上急施を要しますので、委員会付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決までお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議案第32号から議案第38号までの7議案は、平成19年度各当初予算案であります。予算特別委員会を設置して、審査の付託をいたしたいと思っております。

なお、本定例会の一般質問は、恒例によりまして、町長の新年度予算編成方針等の説明を受けてからの通告といたしたいと思っております。

したがいまして、日程の関係上、3月5日の正午に締切り、同日の議会日程終了後、一般質問発言順を決めたいと思っております。運営委員さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

どうか本定例会の慎重なるご審議と、議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○副議長（後藤 勲君） おはかりします。

ただ今、議会運営委員長より、委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は、本日3月2日から3月20日までの19日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月2日から3月20日までの19日間と決定いたしました。

### 日程第3 議長の諸般の報告

○副議長（後藤 勲君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る2月9日、県町村議会議長会第58回定期総会が開催されました。

安達宏彦議員、神田義彦議員、穴井丈洋議員と私、後藤 勲が、地方自治功労者表彰を受けました。

次に、関西地区玖珠郡人会が、2月11日大阪市で開催され、本町から小林町長と私が出席し、親交を深めてまいりました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

### 日程第4 議案の上程（議案第3号から議案第38号並びに諮問第1号）

○副議長（後藤 勲君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第3号から議案第38号までの36議案について、一括上程したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第38号までの36議案及び諮問案件1件につきましては、一括上程することに決定しました。

#### 日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明

○副議長（後藤 勲君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町 長（小林公明君） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成19年の第2回の玖珠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、また、寒い中にも関わりませずご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、ご提案申し上げます平成19年度当初予算をはじめ諸議案の説明と、町政諸般の報告及び19年度におきます町政執行に対する基本的な考え方についての所信の一端を申し述べ、議員各位のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

まず、町政諸般の報告でございますが、初めに、先の第1回臨時議会以降の町政に係わる諸般の報告から申し上げたいと思います。

第49回の県内一周駅伝競走大会でございますが、これまでに49回の歴史を重ね、早春の風物詩として定着してきております大分県内一周駅伝競走大会、2月の20日から24日までの5日間、38区間400キロを、16郡市の代表選手によりまして、それぞれ郷土の誇りをかけて健脚が競われたところでございます。我が玖珠郡チームは、大会初日から最終日まで、日頃の練習の成果を発揮して走り抜きましたけれども、順位は総合8位に終わったところであります。各郡市が有力選手の戦力の補強、あるいは市町村合併に伴いまして、選手層が厚くなり、バージョンアップをしてる中で、我が玖珠郡チーム十分に健闘したと思ってるところであります。

選手や役員の方々の日頃のご労苦に対しまして、改めて敬意を表しますと共に、ご支援を賜りました議員各位に感謝とお礼を申し上げ、かつまた、来年に向かっての奮起を期待いたしてるところでございます。

次に、消防団の意見発表会、平成18年度の全国消防団の意見発表会について、ご報告申し上げます。

去る2月の20日、東京のニッショーホールにおきまして開催されました「全国消防団員意見発表会」、この発表会に、玖珠町消防団第1分団第5部の後藤将典団員が大分県代表として参加いたしました。

後藤団員につきましては、18年11月に宇佐の文化会館で行われました、県の消防フェア消防団員意見発表会に出場し、優秀な成績を収めた結果、全国大会で大分県代表として出場したわけであります。

全国からそれぞれの代表11名が出席する中、「号令の鳴り渡る頃」と題し、自分の経験を踏まえ、消防団員としての心得や消防団員の職務の必要性を力強く発表いたしました。消防団活動に対する素直な気持ちの表現が高く評価されまして、見事全国ただひとつ最優秀賞を受賞されたところであります。

この受賞によりまして、大分県玖珠町消防団その名声が高まると共に、団員の誇りにつながるものと考

えているところであります。

次に「町民の日」の式典でございます。

町民の日は、自らが郷土について理解と関心を深め、ふるさと玖珠を愛する心を育み、次の世代へ誇り得る豊かな明るい童話の里玖珠町を築き上げることを期するということでございまして、条例に定められているわけでありまして、毎年ご案内のとおり3月1日に行っているところでございます。

今年もメルサンホールに、昨日、議員各位をはじめ、来賓のご臨席を賜る中で、式典を行いまして、まちづくりに貢献された2名の方と、2団体に表彰状をお贈りしてその功績を称えとともに、本町発展の誓いを新たにしているところでございます。

式典後の記念講演では、東京家政大学教授で、作家としても活躍されている落合恵子氏からの「心の居場所」と題しまして講演をいただきました。元放送界アナウンサーの経歴をお持ちの落合恵子氏、美しい語りと彼女の生き方の講演でございまして、観衆に感動を与えたところではないかというふうに思っているところでございます。

議員各位におかれましては、何かとご多用な中、昨日はご臨席を賜りましたこと、改めてお礼を申し上げる次第であります。

最後に、日出生台の米軍演習の件であります。一昨日、福岡防衛施設局から来年度の沖縄104号線越え米軍の演習に係る日程についての正式な通知がございました。当初の予定どおりと申しますか、全国5つの演習場の中で日出生台演習場以外の4演習場で実施するというところでございます。

日出生台演習場では来年度の米軍演習はないということでございましたので、議会をはじめ関係各位に直ちにご連絡を申し上げたところでございます。

以上で臨時議会以降の諸般の報告を終わります。平成19年度の町政執行の基本的考え方についてご報告申し上げたいと思います。

お手元に「平成19年度町政執行の基本的考え方について」と題しました資料を、恒例によりましてお配りしてございますので、参考にさせていただければと存じます。

まず、経済見通し及び国等の動向でありますけれども、その前にこの「町政執行の基本的考え方」ということでございまして、これはあくまでもこの予算執行、町政の事務執行の方針ということでございまして、玖珠町のまちづくり全体を網羅したものではございません。19年度の予算の執行、事務の執行についての重点事項と申しますか、そういうものを記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、経済見通し及び国等の動向でありますけれども、我が国の経済、世界経済の着実な回復の下に企業の収益性の向上、いわゆる製造業の国内回帰など、新たな設備投資に対する需要の増加によりまして、その効果が徐々にではありますけれども、家計に波及し、10年あまりにわたる長期停滞のトンネルをようやく抜け出そうとしているというふうにいわれておりまして、通常「平時の経済」に戻りつつあるといわれているところでございます。しかしながら、地方に住みます私どもにとりましては、未だにこの景気回復の実感というものが伝わってこないのが現状ではないかというふうに思います。

こうした中に、国は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」いわゆる骨太の方針といわ

れてるものでありますけれども、この骨太の方針におきまして、我が国の展望ある未来で累積した国・地方の債務の解消を図ることが最重要課題ということで、今後10年間を日本経済の「新たな挑戦の10年」と位置付け、財政収支の改善に向けたさらなる行財政改革を進めることといたしております。

そして、その19年度、平成19年度はその初年度といたしまして、従来の改革努力を継続する厳しい基準を設定し、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの改善を図り、国債発行額を極力抑制するとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うことといたしまして、公共事業関係費の前年度予算対比3%の削減や、地方公共団体向けの国庫補助負担金の額を前年度予算額以内に抑制するというようにしております。

一方、私どものこの地方財政は、数次にわたります景気対策等に伴い発行いたしました地方債の償還や、高齢化の進展等に伴います社会保障関係経費の増加が大きな負担となる中で、財政構造的にも大変厳しい状況に置かれております。

このような中に、新たに地方分権改革への取り組みとして、三位一体改革を踏まえ、「新分権改革」に取り組むこととし、国と地方の役割分担や責任分野を一層明確化し、税源移譲を含めた税源配分の見直し、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に実施する歳出・歳入一体改革を推進することとしております。お気づきのように、通常は歳入・歳出というのが順番でありますけれども、今回の改革は、歳出の見直しを優先した歳出・歳入一体改革これを推進するということになってるわけでありまして、

したがって、地方における歳出につきましては、国・地方それぞれ財政健全化を進めるために、国の取り組みと歩調を合わせてこの削減に取り組むものとされておりまして、人件費の大幅な削減や地方単独事業全体を現行水準以下に抑制する等の取組が掲げられており、こういった歳出規模の縮減等を通じて、地方交付税は引き続き抑制されることとなり、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるわけでございます。

また、大分県の財政を取り巻く状況につきましては、三位一体の改革における地方交付税等の見直しや、高齢化の進行に伴う義務的経費の増嵩などにより、景気回復に伴う県税収入の増加というものは見込まれるものの、厳しさが増すことが予想されておりまして、将来にわたる持続可能な財政構造を構築するために、「行財政改革プラン」に沿った不断の改革を進めておりまして、来年度においてもより厳しい歳入・歳出両面にわたる見直しを行いながら、県の改革プランを着実に実行するところといたしております。

このような厳しい財政状況を踏まえまして、今後の町政の執行、予算の執行等にあたりましては、17年3月に策定いたしました「玖珠町行財政改革プラン」そして国等の指導もあって、昨年3月に策定した「玖珠町集中改革プラン・行財政改革5か年計画」これに基づきまして、日々改革という理念を持ち続け、行財政の運営に努めてるところでございます。事務事業の見直しなどを行うことにより、徹底した歳出の削減を実行しており、その成果につきましても着実に現れてるところでございます。

お手元の資料にも記載しておりますけれども、18年度のこれは見込みでございます。計画での削減目標額1億6,000万円でございますけれども、現時点での見込みでは2億8,200万の削減が図られるのではないかとこのように考えてるところでございます。

さらに、町民と行政との協働による地域づくりを目指した地域自治活動組織（地域コミュニティづくり）につきましては、現在4つの地区の地域コミュニティの組織が設立されておりまして、それぞれの組織では、平成19年度からの活動計画、事業計画、予算等を協議検討しているところであります。

また、本年4月1日からそれぞれの自治会館を地域が自主的に活動できる拠点となるように、今議会において関係議案等を上程させていただいてるところでございます。

一方、平成18年度におきまして、従来町内に55審議会がございましたけれども、この審議会・委員会等を総合行政審議会・総合教育審議会・人権同和对策審議会の3つに再編いたし、簡素化を図り、効率的な運用を行う体制づくりができたところでございます。

今後においては、地域福祉・地域保健の充実、産業の振興、スポーツ・文化・教育の振興を通じて、まさに町民との『対話と協働』が必要になると考えており、この新たに再編されました審議会につきましては、今後の玖珠町の行財政の礎をつくる上で、議員代表制を補完する重要な役割を担ってくるものというふうに考えているところでございます。

なお、生活・生産関連のいわゆる社会資本の整備につきましては、公共事業削減という逆風の中にあっても、このサービスを維持するために、継続的な投資というものが必要でございます。健全財政の方針を堅持しつつ、予定計画しております事業につきましては、その実現に計画的に取り組みたいと考えているところでございます。

その中で、本町の重点施策でもあります「玖珠町総合運動公園」の建設につきましても、平成9年度から毎年、事業実施のための基金を積立ててまいりましたことはご案内のとおりであります。

また、平成15年3月に候補地を選定して以降、基本計画の策定や現地測量等、そして関係機関に対する各種補助金等の協議など諸準備を進めてきたところでありますけれども、すでにご案内のように国の事業の採択、それから今回の補正予算に計上しておりますように、国庫補助金等の特財、これにつきましても前倒しの決定もいただいているところでございます。

今後とも、町民の皆さんの意見を聞きながら、慎重に事業を進めてまいるために、庁内に「公園整備室」を新たに設置することとして、今議会に關係条例を上程させていただいてるところでございます。

また、「豊の国で夢を実現」をスローガンに開催される第63回国民体育大会（大分ぶんごうめ国体）でございますが、この開催がいよいよ来年に迫ってまいりました。

玖珠町では、少年男子・女子ホッケー競技が行われる予定でございますけれども、国体開催に先駆けまして、平成18年度に予定どおりメルヘンの森スポーツ公園の「ホッケー場」が完成しまして、現在においても周辺道路をはじめとする、環境整備に着実に実施しているところでございます。

今年は、19年度は本大会、国体に先立ちまして「プレ国体」など各種大会が開催される予定ですが、各種大会に際し、玖珠町を訪れる多くの方々を温かく迎え、玖珠町の文化・観光・産業等を広く紹介するとともに、国体の開催を契機に、玖珠町のスポーツ・文化・まちづくりの更なる発展を図る所存でございます。

さて、10月に発足いたしました安倍内閣、活力とチャレンジと優しさと満ち、自立の精神を大切にし、

世界に信頼され、愛されるリーダーシップのある国「美しい国、日本」の実現に取り組んでおられます。

いま、地方自治に求められる重要な課題は、当然のことではありますが、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられる安心した社会の実現であると考えております。そして、これからの地方自治体に求められることは、自治体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることでありまして、本当に厳しい財政状況ではありますが、これまでと同様、町民の視点に立った、公平・公正な公共サービスの実現を目指して、効率的で質の高い行政運営を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、平成19年度の予算編成方針について、ご説明申し上げます。

国の改革の進展というものが地方自治体に与える具体的影響が依然として不透明な中に、本町としては、予算編成においても引き続き「集中改革プラン」の着実な実行が不可欠になるというふうに考えております。

17年度決算においては、単年度収支の赤字が圧縮され、また、実質単年度収支が引き続き黒字なるなど、健全運営に努力をしているところでありますけれども、経常収支比率は前年度対比で0.6ポイント悪化したしまして、なお今後の財政構造の柔軟性につきましては予断を許さない状況にあるわけでありまして、

歳入につきましては、財源の大宗をなします町税収入が、税源移譲等の税制改革に伴いまして増額が期待できる一方で、本町の大宗をなします、歳入の大宗をなします地方交付税・地方譲与税の減額、あるいは演習場関係の国有提供施設所在市町村助成交付金、あるいはSACOの関連交付金でございますけれども、こういうものの削減というものが予想されておまして、一般財源の伸びは今年も楽観できないというふうに考えております。

歳出につきましても、少子・高齢化の進展に伴います恒常的な扶助費の伸びをはじめ、将来の明珠の礎を築いておくための計画事業、住民ニーズによる事業の増、国体の開催準備、既存施設の維持管理経費など、多岐にわたる歳出の増加圧力が出ておまして、厳しい財政運営が今後とも続くものと見込んでおります。

したがって、平成19年度の予算編成にあたりましては、本町の厳しい財政状況を十分に認識した上で、限られた財源で最大の事業効果を発揮するように、更なる収入の確保と事業の見直しや効率化等による歳出の抑制を図り、健全財政の確保に努めたいというふうに考えているところであります。

本町の新年度の予算案は、地方交付税や国・県補助金への依存度が高いことから、我が国における地方公共団体の財政の総まとめであります「地方財政計画」や国・県の予算の動向というものに十分留意して、平成19年度の一般会計予算総額、前年度対比4,000万円、0.55%減の71億9,000万円といたしたところであります。

予算案の編成にあたりましては、特定財源を確保し、従前にも増して重点的かつ効率的な配分に徹し、財政の健全化に配慮しながら、まずは補助事業については国・県の施策、財政措置の動向に十分注意し、事業の必要性・緊急性を検討して、本当に必要とするものに限定すること、特に事業実施により将来の財政負担を懸念される場合は、あくまでも特財の確保を優先にして、特財の確保を前提に予算計上するとい

うことであります。

また、単独事業につきましては、事業の重点化なお一層これを徹底し、その厳選に努めるとともに、事業コストの削減を図ることといたしております。

また、3つ目には、一般行政経費につきましては、過去の例にとられることなく、最小の経費で最大の効果を上げるべく、事務処理の内容、金額、手法等を見直し、経費の一層の節減に努めること。

最後に、負担金・補助交付金でありますけれども、これはゼロベースを基本に引き続き縮減の方向で検討し、特に経常経費の負担金、補助交付金につきましては認めないという方針で編成をいたしました。

特定目的基金の取り崩し、あるいは財政調整基金の繰入・臨時財政対策債の借入れなどで一般財源を総額確保いたしまして予算編成を行ったところであります。平成19年度一般会計当初予算の総額は71億9,000万円、特別会計の総額が65億4,804万6,000円、水道等の企業会計予算は1億4,155万5,000円ということになっております。

なお、この予算案につきましては、そのバックボーンとして玖珠町第四次総合計画の4つの目標にしたがひまして、4つの区分でそれぞれ計上いたしてるところであります。

その1つには、申し上げるまでも、ありませんけれども、美しい自然と潤いのある定住環境を創造する、さわやか地域づくり、2つ目には、子どもと共に学び、共に育む社会の実現する、伸びやか地域づくり、第3には、個を發揮できる創造的な産業活動を育む、いきいき地域づくり、第4には、健やかに生活できる心の通う地域を実現する、ふれあい町づくり、以上の4つの目標を基に予算を計上してるところでございます。

それぞれの目標ごとの主な事業につきましては、お手元にお配りしております資料の7ページから10ページにかけて、個々の事業ごとに事業費等を掲載しておりますので、鋭意ご覧になっていただきたいというふうに思います。

また、19年度のこの一般会計と特別会計の予算案につきましては、後ほど提出議案の提案理由の中で再度ご説明いたしたいというふうに思います。

以上、19年度の予算編成方針についてご説明いたしましたけれども、何度も申しますように、地方財政はいよいよ厳しい場面に直面いたしております。予算の執行にあたりましては、細かな経費の節減を意識し、さらに特定財源の確保はもとより国・県の予算の動向には十分注意を払いながら、職員の英知を結集して、その執行に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

次に、提出議案の提案理由の説明について、ご報告申し上げます。説明いたします。

今議会に上程しております議案につきましては、人事案件が1議案、地方自治法の一部改正や行財政改革プランに基づく関係条例の制定及び一部改正など17議案、さらに、大分県市町村会館管理組合規約の変更が1議案、大分県退職手当組合規約の変更案件が1議案、公の施設の指定管理者を指定する案件が2議案、町道路線の町道への認定案件が1議案、平成18年度補正予算案が6議案、19年度当初予算案が7議案、そして諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦案件が1件と、合計36議案を上程させていただいてると

ころであります。

それでは、議案の3号から順を追って、簡単に提案理由の説明を申し上げます。

別冊の議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。失礼しました、別冊ではありません本冊であります。

1ページ、議案の第3号であります、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員 続木繁敏氏の任期が、19年3月31日をもって満了となりますことから、後任の委員として、玖珠町大字帆足222番地の2にお住まいの佐藤憲一氏を後任の委員として選任いたしたいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の3項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

黄色い表紙の参考資料集というものをお配りしてございますが、その1ページから2ページに同氏の略歴と固定資産評価審査委員の役割等について掲載してございます。参考にしていただきたいと思います。

議案集の2ページでございます。

議案集の2ページ、議案第4号は、玖珠町副町長の定数を定める条例の制定についてであります。

本案は、自治法の一部を改正する法律が公布されまして、同法第161条第1項において、「助役」が「副町長」と改められることになり、また、同法161条第2項において、「副町長」の定数については、条例で定めることとなっております。玖珠町副町長の定数は1人とすると指定したところであります。

この議案につきましても、黄色い表紙の資料集の3ページに、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページまで、今回の地方自治法の改正の概略を掲載しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

議案集の3ページをお開き願います。

議案の第5号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴います関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本案も、議案の第4号と同じく、自治法の一部改正する法律が公布されまして、「助役」が「副町長」と改められることになり、また、収入役制度、この廃止や、吏員、吏員制度であります「町吏員」というものが「町職員」というものに改められたことによりまして関係条例の一部改正を行うものであります。

改正部分の詳細につきましては、資料集の方の8ページから11ページ、これは随所にこの用語があるものですから、それぞれ所要の部分を変更いたしますので、新旧対照表を掲載しております。これもご参考にしていただければと思います。

議案集の5ページであります。

議案の第6号、森まちなみ公園の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、森地区の貴重な財産であります歴史ある町並みを活かして住み良いまちづくりを進めるほか、観光客の流入等によりなにかにぎわいを取り戻し、地域の商業の振興、雇用機会の増大、定住促進を進めることを目的といたしまして、森まちなみ公園を設置いたしましたので、同公園の設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

資料集の12ページに、同公園の平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案集の8ページをご覧いただきたいと思います。

議案の第7号は、玖珠町立若竹保育園の民営化に伴う運営検討委員会条例の制定についてであります。

本案は、玖珠町行財政5か年計画に沿って、玖珠町立若竹保育園の適正な運営、民営化を図るために運営検討委員会を設置したいと考えておりますので、関係条例を制定するものでございます。

10ページをお開きください。

議案の第8号は、玖珠町人権同和啓発センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、人権行政窓口の一本化、センター化でありますけれども、それと人権同和行政をより親しみやすくするために、人権同和対策室、玖珠町隣保館を「玖珠町人権同和啓発センター」に名称を変更するなど、関係条例の整備をするものでございます。

議案集の12ページをお開き願います。

議案の第9号については、玖珠町監査委員条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正におきまして、町村の監査委員の定数については、2人が法定の定数というふうに規定されておきまして、さらにこの条例で増員することができるというふうになりました。

したがって、玖珠町は2人体制でございますので、この2人体制を維持するため、あえて条例で定数を定める必要がなくなりましたので、第1条より定数条例を定めた根拠条文、これは195条の第2項でございますけれども、これを削り、合わせて第2条の定数に係る条項を削るために、条例の一部改正を行うものであります。

これも参考資料集の13ページに、同条例の新旧対照表を掲載してございます。参考にさせていただきたいと思います。

議案集の13ページであります。

議案第10号は、玖珠町行政組織条例の一部改正についてであります。

本案は、現在進められております総合運動公園の建設事業推進のために、「公園整備室」というものを新設いたしまして、また、先の議案第8号でご説明いたしました、人権同和行政の一層の充実を図るため、「人権・同和対策室」を「人権同和啓発センター」と名称を変更するために、条例の一部を改正するものでございます。

資料集の方の14ページから17ページに、改正となる部分の詳細を新旧対照表で示しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

議案集の16ページをお開き願います。

議案第11号は、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴いまして、関係条例の一部改正を行うものであります。

参考資料集の18ページに同条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思いますが、少子化対策に対応するものとして、3人目以降の子どもの扶養手当額を1,000円引き上げまし

て、この手当額を増額、3人目以降2人目までと増額とするものでございます。

17ページ、議案集の17ページをお開き願います。

議案集の17ページ、議案第12号は、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正によりまして、国民健康保険税の基礎課税額の限度額が改正されたため、関係条例の一部改正を行うものであります。

国民健康保険税の税額を分割する際の端数の処理の方法、これを変更し、各期ごとの税額の平準化を図り、最初の納期における納税者の負担を軽減するために、条例の一部を改正するものであります。

これも参考資料集の19ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、ご参考に願いたいと思います。

18ページをお開き願います。

議案の第13号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、公共輸送手段に恵まれない遠隔地住民の利便性の向上を図るために、一昨年3月の定例議会におきまして条例を制定して、ふれあい福祉バスの運行につきましては、施行期間を定めてこの運行形態等をさらに検討していきたいということで、試行運転ということにしておりました。これを住民の利用率だとか運行要綱等に基づきまして、本格運行を行いたいということで、これまで条例中にこの条例の失効期日を制定した附則を設けておりましたが、本格運行によりましてこの附則の該当部分を削除するものであります。

参考資料集の20ページの上段に、改正部分を示した新旧対照表を掲載しております。

議案集の19ページであります。議案の第14号は、玖珠町保育所設置及び管理条例の一部改正についてであります。

本案は、玖珠町行財政改革プラン推進におきます民間活力の導入を目指し、玖珠町立くすのき保育園を廃止し、現在公営で民間運営となっておりますが、公設から民間運営に移行するための条例の整備と、さらに児童福祉法の改正に伴いまして関係条例の一部を改正するものでございます。

参考資料集の20ページの下段に、具体的な改正部分の新旧対照表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

議案集の20ページでございますが、議案の第15号は、玖珠町河川取締条例の一部改正についてであります。

本案は、国から町に法定外公共物の譲与というものがございまして、その譲与がなされたことによりまして、その管理を行う上で河川の占用料を改める必要が生じたために、大分県の占用料に準じまして、条例の一部を改正するものであります。

参考資料集の21ページから26ページに、改正となりました部分の新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

引き続き、議案集の24ページであります。

議案の第16号でございますが、わらべの館設置及び管理にする条例の一部改正についてであります。

本案は、玖珠町行財政改革プラン推進のために、行政経費の削減を目的といたしまして、玖珠町付属機関に関する条例の制定及び施行に伴い、総合教育審議会、玖珠町総合教育審議会の中の社会教育部会におきまして、わらべの館運営委員会の機能を持たすことができる、機能を持たせるための条例整備でございます。

参考資料集の27ページに改正部分の新旧対照表を掲載しております。

25ページであります。

議案の第17号は、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、自治公民館として代太郎地区公民館の新築に伴います条例の一部改正と、そのほか既存自治公民館におきます地番等に変更の必要があるため、条例中の中の別表、条例の中の中の別表につきましてこの整備をするものでございます。

参考資料集の28ページから32ページに、改正となりました部分を示しておりますので、新旧対照表を示しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

議案集の29ページをお開きください。

議案の第18号は、玖珠町水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

本案は、かねてご相談してまいりましたけれども、水道事業の健全な運営を確保し、水道水を安定供給するために条例の一部を改正するものであります。

参考資料集の33ページに水道料金の新旧対照表を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。

議案集の30ページであります。

議案の第19号は、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正についてであります。

本案は、議案第18号と同じく簡易水道事業の健全な経営を確保し、水道水を安定供給するために条例の一部を改正するものでございます。

参考資料集の35ページに新旧対照表を添付しております。

議案集の31ページをお開き願ひます。

議案の第20号は、玖珠町ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止についてであります。

本案は、人工肛門とか人工膀胱、いわゆるストマ用の装具の位置づけが、補装具から日常生活用具というふうに変更されますなど、大分県ストマ用装具助成事業補助金交付要綱というのが一部改正されました。これに伴ひまして関係条例を廃止するものでございます。

議案集の32ページをお開き願ひます。

32ページは議案の第21号であります、大分県市町村会館管理組合規約の変更についてであります。

本案は、自治法186条第1項の改正によりまして、19年の4月から、この4月から大分県市町村会館管理組合規約を変更することについて、自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

36ページに新旧対照表を掲載いたしております。

同じく33ページであります。議案の第22号は、大分県退職手当組合を組織いたします地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更につきまして、地方自治法286条第1項の規定に基づいて、4月1日から大分県退職手当組合に新しくできます玖珠九重行政事務組合というものを加入させまして、同法第186条第1項の改正により組合規約を変更することについて、法の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましても、参考資料集の37ページに新旧対照表を添付いたしてるところでございます。

議案集の34ページでございます。

議案の第23号は、玖珠町自治会館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、町内4箇所、4地区にあります自治会館の管理を行う指定管理者として、各地区のコミュニティ運営協議会を指定し、住民と行政の協働によるまちづくりを推進するために、自治法第244条の2第6項の規定に基づいて、議会の議決を求めるものであります。

35ページをお開き願います。

議案第24号は、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、代太郎公民館の管理を行わせる指定管理者を指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案集36ページをお開きください。

議案第25号は、町道路線の認定についてであります。

この町道路線は、平成18年度に玖珠町ホッケー場が整備されたことによりまして、狭隘部分の道路について、今後通行量が増加することが予想され、また、地域の生活道路及び産業道路として利用されておりますことから、町道として維持管理することが適当と思われるので、議会の議決を求めるものであります。

資料集の38ページに当該路線の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

次に、予算関係の議案について説明を申し上げます。いずれの議案も予算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

議案の第26号は、平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

別冊となっております。1ページをご覧いただきたいと思ます。

一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,001万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,878万8,000円とするものでございます。

主なものについて、簡単にご説明を申し上げます。8ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございます。この補正のうちの6款1項の農業費の大分県強い農業づくり交付金事業、1億5,114万2,000円など4件、総額として4億9,115万円の追加でございます。4億9,115万円でございます。

この繰越明許費につきましては、県の事業認可の遅れや、地元との用地交渉に不測の日数を要したことなど、それぞれに理由があるわけでございます。町としましては、これまでと同じように繰越明許費とい

うものを極力少なくなるよう努力をしまいいりましたけれども、昨年は11件、総額で5億2,599万1,000円でありました。昨年対比では減じてはおりますけれども、ただ今申し上げましたような理由で翌年度に繰り越さざるを得ない状況になりました。何とぞご理解を賜りたいというふうに思います。

9ページでございます。第3表の債務負担行為補正でありますけれども、9ページであります。

資源、古紙の回収業務委託事業につきましては、平成19年度から21年度までの期間、限度額804万9,000円として債務負担行為を追加するものでございます。

次に、大分自動車道玖珠インターチェンジ前ふれあい広場、これは仮称でございますけれども、用地取得事業につきましては、財源充当の都合によりまして、期間を1年延長しまして平成20年度までに変更するものでございます。債務負担行為の補正でありまして、限度額の変更はございません。

10ページをお開き願います。

第4表の地方債補正であります。地方債補正は、森地区まちなみ環境整備事業、それから大分自動車道インターチェンジ前ふれあい広場、農免農道負担金につきまして、いずれも事業変更や額の確定に合わせて変更をするものでございます。

次に、12ページから歳出の事項別明細書のうち、歳出を中心に主なものについて説明を申し上げます。

なお、事業費関係では、事業の変更や事業費の確定などに伴いまして、また、歳入では補助金や起債、歳出におきましては工事請負費や負担金、補助金などそれぞれ確定等に伴いまして、補正いたしてるところでございます。

まず歳入でございますが、16ページをお開き願います。

中段の11款の1項1目地方交付税5,729万1,000円の追加は、最終的に地方交付税の額が確定したものでございます。

19ページでございます。中段の15款2項5目3節都市計画費国庫補助金1億6,625万3,000円のこの追加は、先ほど繰越明許費のところに出てまいりましたけれども、平成19年度に予定をいたしておりました事業分を、国庫補助金が前倒しで交付決定されましたので、これを前倒し計上いたすものでございます。

22ページでございます。下段の方ですが、19款1項1目の繰入金7,002万4,000円の増額でございます。これは、事業費の確定に伴う各種の基金からの繰入金を調整いたすものでございます。各種基金からの繰入額をそれぞれ調整いたすものでございます。

23ページから24ページにかけてであります。22款1項町債、これは、その計は24ページにわたっておりますが、24ページの計欄マイナス、7,090万円の減額であります。これは事業の着工に伴います起債額を調整いたすものでございます。7,090万の減であります。

次に、歳出にいきます。

歳出であります。26ページをご覧ください。

中段の2款1項7目15節の工事請負費2,703万1,000円は、古後地区の移動通信鉄塔整備事業、事業費の確定に伴う減額でございます。

それから29ページであります。29ページ下段、3款1項3目障害者福祉費2,854万9,000円、これ

は自立支援法施行に伴います事業や、その他のそれぞれの事業が確定したことに伴うトータルの減額でございます。

31ページをお開き願います。一番上でありますが、同じ3款3項2目の児童措置費、3,411万7,000円は、それぞれこの事業見込みに伴います減額でございます。

32ページをお開きください。

32ページ、上段の4款1項1目28節操出金であります、4,478万7,000円。これにつきましては、老人保健事業費の見込額に伴います老人保健特会に繰り出しをいたすための増額計上でございます。

次に、33ページであります。

33ページの下段の方に6款1項4目19節であります、負担金補助及び交付金1,283万5,000円。これにつきましては、畜産基盤再編総合整備事業の負担金の確定に伴う減額でございます。

37ページをお開き願います。

37ページ、下段であります。8款2項2目19節の県営工事負担金1,516万4,000円でありますが、これも事業の減少によります県営工事負担金が減額されたものでございます。

39ページであります、下段の方の8款4項4目総合運動公園建設事業費3億4,875万9,000円でありますが、これは従来教育費の中に計上されておりましたこの項目を、予算項目の組み替えに伴います計上でございます。10款の教育費からの組み替えでございます。

41ページをお開き願います。中段の10款2項1目15節工事請負費798万8,000円。これにつきましては森中央小学校の浄化槽の改修工事の決算見込みに伴う減額でございます。

44ページ、最後でございますが、最後のページでございます。

13款3項基金費3,103万1,000円は、総合運動公園整備基金に予算調整のため積み込みをいたすものでございます。

以上が平成18年度一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

次に、議案の第27号から31号までの5議案につきましては、それぞれ18年度の各特別会計並びに企業会計の補正予算書となっておりますけれども、いずれも額の調整等に伴う交付額等の確定に伴う調整、そういう内容となっておりますので、説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、議案の第32号であります。

別冊となっております平成19年度玖珠町一般会計予算についてでございます。

別冊の予算書をご覧いただきたいと思っております。

19年度のこの重点事業につきましては、先ほど19年度の町政の重点施策の中で申し上げましたので、詳しい説明は割愛させていただき、説明は地方債、それから事項別明細書にさせていただきたいと思っております。

また、何度も繰り返すようではありますが、基本方針の中にそれぞれ事業ごとの区分ごとの、4区分ごとの事業名、事業金額を予算額を上げてございますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

10ページをお開き願います。

第2表の地方債でございます。主なものでは、上から2行目、大分自動車道インター前ふれあい広場整

備事業は、建築実施設計の委託や敷地造成を行うための整備充当で、過疎債が4,390万円、それから8行目に長勿線道路改良事業がございますが、これは緊急地方道の整備臨時交付金というものを受けて実施することとし、その裏財源として、裏財源と申しますか、その財源の一部として過疎債2,920万円を充当するものでございます。

最後の、臨時財政対策債2億2,020万円は、地方譲与税の減や地方交付税の削減などに対処するために借入れをいたすものでございます。

ご案内のように、臨時財政対策債は平成19年度以降はないということでありましたけれども、冒頭申し上げました、地方財政の一般財源確保のために引き続き発行される、許可されるということになったわけでございます。

平成19年度の起債額は、その他広域農道の負担金3,450万円などを含めまして14件でありまして、総額は、起債限度額の総額は4億8,290万円、4億8,290万円となっております。

12ページから14ページまでの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

まず、12ページの歳入の主なものについて申し上げます。

1款町税は15億7,130万6,000円でございます。前年度予算に比べましてかなり増加しております。これにつきましては、定率減税の廃止とか、あるいは地方税源の移譲ということで、所得税から住民税への振替えに伴いまして、前年度対比では1億4,833万8,000円、10.42ポイントの増収を見込んでいるところであります。

2款の地方譲与税であります。1億1,230万円でございます。これは所得譲与税というものが、いわゆる一般財源化に伴います所得譲与税でありますけれども、これは廃止されましたので、前年度対比では1億2,920万円、53.5%の大幅な減額でございます。

9款の国有提供施設所在市町村助成交付金でありますけれども、9,079万5,000円。これにつきましては、基地交付金の資産評価方法などの見直しによりまして、対前年度対比960万円の減、9.58ポイントの減となっております。

11款の地方交付税でありますけれども、24億9,419万8,000円で、先ほど申し上げましたように、地方交付税につきましては、新型交付税といわれてるものや、あるいは新しい算定方式、インセンティブ項目というものの算入などがありまして、正確なところが見込めないわけでありまして、地方財政計画に伴うものでございまして、地方財政計画に沿ってマイナス5,770万2,000円、2.26%の減額を計上いたしております。

15款の国庫支出金であります。6億8,960万8,000円。米軍の実弾射撃訓練に伴います、本年度中止でありますけれども、調整交付金、SAOCO交付金が交付されませんので、前年度対比では1億5,578万3,000円、18.43%の減でございます。

13ページでございますが、16款の県支出金6億1,623万9,000円です。これにつきましては、児童措置費や国土調査、地籍調査費などの追加に伴いまして、前年度対比では4,366万5,000円、7.6%の増でございます。

22款の町債であります。町債は4億8,290万9,000円。先ほど第3表地方債のところでご説明申し上げました限度額の合計額でございます。前年度対比では1億1,140万円、18.74%の減でございます。

次に、14ページの歳出の主なものについて申し上げます。

2款の総務費であります。13億4,520万円。これにつきましては、移動通信铁塔整備事業や地域インターネット基盤整備事業の完了などに伴いまして、18年度に完了いたしましたので、前年度対比では5,945万3,000円の減、4.2%の減となっております。

3款の民生費の中では、13億8,265万1,000円でございます。前年度対比では608万円、0.44%の増でございます。

4款衛生費は8億7,894万4,000円で、前年度対比では254万2,000円、0.29%の増でございます。

6款の農林水産業費6億3,252万8,000円でありまして、畜産基盤再編整備事業の関連事業だとか、森林整備地域活動支援交付金、森林交付金でありますけれども、これの減額に伴いまして、前年度対比では5,068万6,000円、7.42%の減でございます。

8款の土木費であります。8億7,722万4,000円で、緊急地方道の整備臨時交付金、先ほどお話ししました、ご説明しました長匆線の道路改修工事の事業や、総合運動公園の建設事業の教育費からの組み替え部分などに伴いまして、前年度対比では2億4,059万7,000円、37.79%の増でございます。

10款の教育費8億2,631万8,000円につきましては、森中央小学校の浄化槽改修工事や給食センターのシステム洗浄機購入事業の完了に伴いまして、対前年度対比では1億8,090万4,000円、17.96%の減でございます。

12款の公債費は7億4,733万2,000円で、前年度対比では136万4,000円、0.18%の減となっております。

以上、19年度の一般会計予算の債務負担行為と地方債、歳入歳出事項別明細書についての説明をさせていただきます。

今回の予算編成にあたりましては、国庫補助金等の今後の動向を見て、補正をお願いする部分が出てくるというふうに思っているところであります。

お手元にお配りしております町政執行の基本的考え方についての中に、それぞれ事業ごとに事業費を記載してございますけれども、この記載しておる事業のほかにも、例えば、ただ今誘致を進めております企業の誘致が本格的に正式に決定いたしますと、企業誘致奨励金等の増額補正等が出てまいりますので、その節にはまた補正予算として計上させていただきたいというふうに思っております。

次に、議案第33号から議案の第38号について、提案理由の説明をさせていただきます。

この議案につきましては、いずれもそれぞれの特別会計と企業会計でございます。企業会計、特別会計につきましては、特に先ほどの水道事業関係の条例改正等に伴いますもののほかは、それぞれこれまでの通年の予算を計上させていただいておりますので、具体的な説明は省略させていただきたいというふうに思います。

最後に、議案集に戻っていただきまして、議案集の37ページであります。

最後のページであります、お開きいただきたいと思います。

諮問の第1号でございます。

この諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、人権擁護委員の吉ヶ江 哲氏の任期が、平成19年3月31日をもって満了するため、引き続き候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法、昭和24年法律第139条でございますが、これの第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。

黄色い表紙の参考資料集の39ページ、最後のページであります、参考資料集の最後に同氏の略歴について掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

参考までに、この参考資料集の人物関係の資料につきましては、そこにも書いてございますけれども、個人情報となりますので、お取り扱いに十分注意くださいということでございます。

以上、36議案と諮問案件1件を上程させていただきます。

よろしくご審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げまして、長くなりましたけれども、町政諸般の報告、平成19年度における町政執行の基本的考え及び予算編成方針並びに提案いたしました議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

#### 日程第6 請願並びに陳情の上程

○副議長（後藤 勲君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付してあります文書表のとおり、請願1件、陳情7件が提出されております。これを上程いたしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情7件は上程することに決定しました。

ここで、請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君）

玖珠町議会

副議長 後藤 勲 殿

請願書

玖珠町立幼稚園再編計画「反対」八幡幼稚園を存続する請願書

紹介議員 片山 博雅

紹介議員 松本 義臣

平成19年2月23日

請願者

八幡幼稚園を残す会

会 長 梶原堅次

玖珠町立幼稚園再編計画「反対」

八幡幼稚園を存続する請願書

貴職におかれましては、平素より玖珠町の教育向上のため、また、教育環境充実のため絶大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、署名（2,077名）を添付し八幡幼稚園を存続する陳情を提出しましたが、さらに私たち八幡地区民は請願権が憲法に保障されている請願を提出致します。

今回の再編計画によれば、30人を適正規模とし、二年間連続して15人の過半数に満たない場合、廃園にするというものです。また、この廃園に伴い他幼稚園に長距離通園を余儀なくされる園児たちには、バスの定期券補助を行うと言うものの、一般の路線バスで通園させることはまず第一に、子供たちの安全が確保できず、登園、降園による園児たちにかかる負担が大きすぎ、また、これに伴い保護者の負担増加が、幼年期における園児たちと地域の関わりができなくなるなど大変多くの問題があります。

また、近年増加している幼い子供たちを巻き込んだ凶悪事件の報道が絶えない今日、何故路線バスで遠距離通園し停留場からの徒歩通園なのでしょう。

よって、就学前教育で最善の教育環境を保障するために私たち八幡地区民は、八幡の幼稚園の存続させる必要があります。ひいては、玖珠町の将来にわたって地域社会の基盤となっていくものと確信するものです。

また、私たち八幡地区民は自治会館を本年度より町指導により地域づくり、住民主体のコミュニティの設立に全力で取り組んでいるところです。

この度の玖珠町立幼稚園再編計画は、これに反するもので、また、少子高齢の社会において地域の展望さえ考えられません。

私ども八幡地区民は、地域の中で次代を担う子供たちを心豊かに育てることが切なる願いです。

何卒、以上の主旨をご理解いただき玖珠町立幼稚園再編計画を再検討をお願いし、八幡幼稚園が存続できるよう強く望むものであり、ここに謹んで、玖珠町立八幡幼稚園再編計画「反対」をし、八幡幼稚園を存続する請願をいたします。

平成19年2月23日

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 八幡地区山下自治委員代表      | 芝 原 旭   |
| 八幡地区太田自治委員代表      | 長 尾 嘉 泰 |
| 八幡地区坂登自治委員代表      | 井 上 喜久男 |
| 八幡地区綾垣自治委員代表      | 中 野 国 博 |
| 八幡地区自治組織教育文化部会部会長 | 秋 好 喜八郎 |

|              |       |
|--------------|-------|
| 八幡地区婦人会会長    | 日隈敏子  |
| 八幡地区子ども会会長   | 帆足智巳  |
| 八幡幼稚園保護者会副会長 | 帆足なるみ |
| 八幡幼稚園保護者会副会長 | 梶原由美  |
| 八幡小学校PTA会長   | 梶原堅次  |

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） ただ今、請願者より提案をされました、幼稚園再編計画に反対する陳情であります。請願であります。

この請願は、12月議会に北山田地域の議員さん、また、八幡の保護者から陳情がなされ、これは議会にですね、出て採択された案件であります。この3ヶ月間、請願をなされておる議員さんは、いかなる運動をなされてこの請願を提出するに至ったのか。これは、この請願を見ますと、町長ではなく議会の副議長に出している。議会はすでにもうこういう残しなさいという判断を出しておりますわね。採択をしておるんですから、どのような活動をして、再度この請願が必要なものか、必要であるから提出をしたその理由をですね、お聞きしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 私と松本議員は紹介議員であります。そして地区のいろいろ、八幡幼稚園を残す会ということで協議を重ねてきて、陳情を提出し、北山田は請願、そして共に採択されました。12月議会で。ただし、請願は、制限権は憲法の保障がある。陳情はそれがない。この大きな相違があって、請願を採択したら、安達議員が言いますように、議会が執行部にその実現ができるように申し出るということになっております。

ただ、その間、陳情についてはそれができないということがあって、地域の皆さんと協議を重ねてきました。特に、今言われたように、陳情を請願に変えるということについては、議会運営委員会でその今指摘されたようなこともあったということですが、それについては、まず全員協議会で署名をして、町長に要望書を提出しようではないかといろいろあったと聞いております。しかし、それはまた別として、地域の皆さんが八幡幼稚園を残すというそういうことで地域がまとまったということで、陳情を請願に変えて提出したのであります。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 今、請願と陳情の中身について伺いをしましたが、私は、請願であり陳情であり、議会に提出をされ、採択なり、採択された案件について、これは同一のものと我々は感じております。まず、そういう意味合いからですね、考え方はこの陳情は議会に出して、議会はこういうふうにしたからなっただけだから、執行部にこういう考えを質していくというのが3ヶ月のうちにあったかをお聞きをしてるわけなんです。それで、その間に、これは、執行部は、議会が決めようが何をしようが、これは執行権があ

りますので、これは絶対進んでいくんだというような中でですね、したのか。その辺のところを、また、これが2回も請願、同じものが北山田が出したから我々も出すんだというようなね、考え方の請願というのは私はちょっとおかしいんじゃないかなというような気がして質問しました。そういう活動をなされたか、なされなかったか、お聞きいたします。

○副議長（後藤 勲君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 確かに請願、陳情については議会に提出します。それで、それが採択されたということは、議会として執行部にいろいろ要望、要求するのが筋であります。そうでしょう。そこの辺を踏まえて、確かにね、請願が、陳情が採択されたといっても、それは執行権が優先するとなってるんですよ。

ただ、請願と陳情の相違は、陳情については法的な拘束を得ない、請願については法的な拘束を得るところ書いてるわけです。だからそこ辺を踏まえてですね、説明するけれども、地域の皆さんの考えと私たちの考えの相違があるし、あくまでも地元住民の総意に基づいてこの請願を提出してるということでもあります。いいですか。

○15番（安達宏彦君） あまり私としては理解ができませんが、それはもう提出者の意見でありますので、それはいいと思います。

#### 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○副議長（後藤 勲君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会委員長片山博雅君。

○基地対策特別委員長（片山博雅君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）をいたします。

平成18年第4回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けました件につきまして、その結果を報告します。

平成19年2月22日執行部出席のもと基地対策特別委員会を開催しました。

執行部より

##### 1. 玖珠駐屯地小銃等紛失事案の経過について

昨年9月8日に発生した事案は未だ進展が見受けられない状況であり、町執行部は駐屯地との連絡を密にし、継続的に情報の提供、捜索に協力し、早期解決を求めています。

##### 2. 日出生台演習場問題協議会（四者協）の経過について

平成18年10月24日小火器実弾射撃訓練受け入れにより「沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練（日出生台）における小火器の実弾射撃を伴う砲障地防御訓練の実施に係る確認書」の締結を行い、日出生台演習場問題協議会（四者協）事務担当者会議において、要請活動の可否、訓練期間中の現地対策本部設置の可否等について協議を行っている中、12月15日福岡防衛施設局担当者が来庁し、米軍移転訓練中止の伝達がありました。後日、「部隊の運用で中止」する旨の連絡があり、再度中止の理由を求めたところ、

今回は部隊の配置転換のためと説明を受けました。

以上2点についての報告を受けました。

委員会としては、基地問題の対応について執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 以上で継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

おはかりします。

議案第3号と議案第26号から議案第31号までの7議案につきましては、議会運営委員長より報告がありましたように、人事案件と平成18年度玖珠町一般会計及び各特別会計、水道事業会計の補正予算であります。

人事案件は、性格上また、補正予算は年度末予算執行上急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号と議案第26号から議案第31号までの7議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

#### 日程第8 質疑・討論・採決

○副議長（後藤 勲君） 日程第8、これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第3号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑ありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 次に、議案第26号、平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

別冊となっております。

最初に、2ページ第1表 歳入歳出予算補正、歳入から7ページ、歳出最後まで質疑ありませんか。

15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 繰越明許の補正であります。運動公園の用地費、公園事業費であります。3億1,769万2,000円が繰越しをされております。これは19年度の予算が前倒しになってきているのか、18年度の予算が3億1,700万あってですね、これが使えないから繰越明許にしたのか、19年度の予算を前倒しにしてくれたのか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

この繰越明許につきましては、19年度で要望していた予算額を国の方が前倒しで18年度でいただいたものでございます。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） それではまた19年度にもこの予算が別枠で付くと感じていいんでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 合原課長。

○建設課長（合原正則君） 19年度についても概算で要望いたしております、私ども19年度は19年度別に付くものと思っております。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 19年度を見ますと、4億2,200万くらい付いていますが、そうするとですね、3億付いたこの、これは国からは1億2,000万程度の出で、半々ですかね、この補助率が半分なら、半分を玖珠町が出すということになりますと、来年度の予算は要求額が5,000万程度になるのかなと思っております。できればこの用地をですね、これはこういうところ言うことではありませんが、そういうふうなことと感じておっていいんでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 合原課長。

○15番（安達宏彦君） 予算でさせていただきますので、ただ今のは、取り消して。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

1番宿利議員。

○1番（宿利俊行君） 1番宿利です。

この3億7,692万円を繰り越して、19年度に用地費を購入費にこれは充てるわけなんですね。

○副議長（後藤 勲君） 合原課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

これは用地費に充てる予定でございます。

○副議長（後藤 勲君） 1番宿利議員。

○1番（宿利俊行君） そうしますとですね、これは用地購入ですから、その土地のですね、例えば基準とでも申しますかね、そういったのは、もうすでに出ておるわけですか。いわゆる単価といえますかね。

○副議長（後藤 勲君） 合原課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

以前ですね、この用地につきましては鑑定で行っておりますが、これにつきましては鑑定した時点からかなりの月数が経過いたしておりますので、これの時点修正という形が必要になってきます。しかし、この単価につきましては、あくまでも見込み単価で現在計上させていただいております。

○副議長（後藤 勲君） はい、ほかに。

1 番宿利議員。

○1 番（宿利俊行君） そうしますとですね、これまで総合運動公園は32億6,000万というように大枠を設定いたしておりましたが、それをまた今言ったようにですね、用地が上昇していると、土地が上昇してある、価格が上昇していると、そうなると総体的な枠は変わってくるわけです。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 総合運動公園の繰越明許費についてのご質問が出ておりますので、確認をさせていただきたいと思いますが、総合運動公園につきましては、32億6,000万円という計画で実施を進めております。

この財源は、2つの省庁の国庫補助金、これは用地に係りましても補助金が付くわけであります。具体的には国土交通省と防衛省であります。その補助金を確保して進めていく、また、建物につきましても国・県の補助金を予定してるところでありまして、19年度に用地買収に係ります部分については、その補助金が政府予算の関係で前倒しで実施してほしいということになりました。それで、19年度国の予算から18年度予算に計上されたわけであります。町としてもそれを受け入れて、18年度補正予算で計上する。計上と同時にこれを、もう3月でございますので、繰越明許費の措置をすると、そしてその18年度予算繰り越した分を19年度中に用地に充てるということになるわけであります。

したがいまして、19年度の予算の前倒しでありますから、先ほどご質問にありますように、19年度の用地購入費の部分がいわば穴が開くわけでありますけれども、それについては、19年度は19年度でまた別途国の補助金を付けていただくように、そして事業費を計上できるようにしております。

そういう仕組みの中で、用地費であります。用地費につきましては、32億6,000万円の中で一定の評価に基づく用地費の単価が設定されております。しかしこれを、この3億1,700万余りのこの用地費で用地を買うということになりますと、先ほど建設課長が申しましたように、その時点での用地単価を決めて再度いくということになるわけであります。用地費の単価が、計画上の単価と実際購入を進めていく単価には必ずしも増枠ということになるとは限っておりませんで、その時点での公定評価に踏まえて用地買収を進めていく所存でございます。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

次に、8ページ、第2表繰越明許費補正から10ページ、第4表地方債補正まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 次に、12ページ歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入から14ページ、歳出まで質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 次に、歳入に入ります。

15ページ歳入、1款町税から19ページ、15款3項国庫委託金まで質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 次に、20ページ16款県支出金から24ページ、22款町債、歳入まで質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 次に、歳出に入ります。

25ページ、1款議会費から31ページ、3款民生費介護保険費まで質疑ありませんか。

11番佐藤健次郎君。

○11番(佐藤健次郎君) 26ページ、企画調整費の中ですね、工事請負費2,703万1,000円、これどこがどんなふうの工事が延んだんですか、それとも差額かなと思ったんですけど、入札差額。

○副議長(後藤 勲君) 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長(秋吉徹成君) 古後地区の鉄塔整備、携帯電話の関係で事業確定に伴う減額でございます。

○副議長(後藤 勲君) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 次に、32ページ、4款衛生費から35ページ、2項林業費まで質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 次に、36ページ、7款商工費から45ページ、13款諸支出金まで質疑ありませんか。

5番秦君。

○5番(秦 時雄君) 5番秦です。

土地計画費の中で、40ページですね。40ページの22節ですかね、22節、補償費補填及び賠償金3,759万2,000円という、これはどういうことでしょうか、ちょっと説明をお願いします。

○副議長(後藤 勲君) ここでおはかりいたします。

間もなく12時になろうとしておりますが、日程終了まで会議を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(後藤 勲君) ありがとうございます。ではどうぞ。合原建設課長。

○建設課長(合原正則君) お答えいたします。

これは運動公園に関する建物の補償関係でございます。

○副議長(後藤 勲君) 5番秦君。

○5番(秦 時雄君) もう一度言っていただけないですか、ちょっと聞こえなかったです。

○副議長(後藤 勲君) 合原課長。

○建設課長(合原正則君) これにつきましては、運動公園に関する補償費の関係でございます、組み替え等で計上しているものでございます。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号は平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号は平成18年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成18年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成18年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第31号の質疑を終わります。

おはかりします。

議案第3号は人事案件であります。よって、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は討論を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(後藤 勲君) 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

おはかりします。

議案第26号から議案第31号までの6議案は、平成18年度玖珠町一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(後藤 勲君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第31号までの6議案は、一括採決とすることに決定いたしました。

議案第26号から議案第31号までの6議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長(後藤 勲君) 起立多数です。

着席ください。

よって、議案第26号から議案第31号までの6議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。

なお、5日は議案質疑となっています。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後0時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月2日

玖珠町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員